

令和3年10月27日

教職員 各位

四国医療専門学校  
新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る対応事項について（第6報）

### 1. 授業について

授業については、学生の学修機会の確保及び教育活動の継続並びに学生の学びの「場」としてのキャンパスライフの提供に努めることを目標とする。そのため、感染防止対策を徹底しながら対面授業を可能な限り行うこととし、遠隔授業においては、更なる質的向上に努める。

#### （1）対面授業についての注意事項

- 1) 対面授業を実施する際には、以下の条件を満たす必要がある。  
下記（2）『対面授業における感染防止対策』を徹底できること。
- 2) 不測の事態に備え、対面型で行う予定の科目も、遠隔授業との併用を行う。
- 3) 種々の理由により対面授業を受講できない学生に対しては、「教育的配慮」を行う。
- 4) 各号館、各学科の状況により、可能な範囲で、分散登校が行えるよう柔軟に対応する。

#### （2）対面授業における感染防止対策

- 1) 教室におけるソーシャルディスタンスを確保する。
- 2) 常時、窓やドアの開放など、換気を十分に行う。
- 3) 対面で発話・発声を伴う場合は、2m以上離れ小声で行う。授業前後や昼食時等に学生が密になっている場合には、回避を指導する。
- 4) 教員、学生ともに、授業中のマスク等の着用、授業前後の手洗い消毒を励行する。
- 5) 授業開始時には、体調不良者を確認する。（体調不良者は、自宅で休養し、担任に連絡するよう指示する。その際、後日所定の欠席届申出書を提出するように伝える。）  
授業中に体調不良者が出た場合は、速やかに、退出させ状況を把握し、状況に応じて下校させる。
- 6) 不測の事態（濃厚接触者の把握など）に備えて、学生の出席確認を徹底する。
- 7) 咳、発熱等、少しでも体調のすぐれない場合には、登校しないよう学生に周知する。  
上記理由による欠席は、「正当な理由による授業欠席」として扱う。
- 8) 教員も、自身の体調不良を感じた場合には、授業を実施しない。

### 2. 出張・研修等について

- 1) 令和3年9月30日付けで、政府の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の終了宣言が発出されたことから、出張・研修については、従前通りとし、原則禁止を解除する。  
ただし、各自、十分な健康観察を行い、行動履歴を把握する。

### 3. 勤務時間外の行動について

- 1) 香川県からの協力要請を踏まえて、他都道府県との不要不急の移動・往来は慎重に行う。  
ただし、各自、十分な健康観察を行い、行動履歴を把握する。
- 2) 不特定多数との接触を避ける等、感染拡大防止のための行動に留意する。

#### 4. 来客・会食、その他について

- 1) 来客者との打合せについては、感染防止対策を行い、十分注意のうえ、対応する。
- 2) 会食については、感染防止対策を行い、十分注意のうえ、対応する。

以 上